

平成20年12月5日都市経営・行政運営調整委員会要求資料について

平成20年12月5日に開催された都市経営・行政運営調整委員会において、要求のありました資料について、次のとおり提出いたします。

資料番号	内容
1	本市の経済状況
2	税収規模の5年間の内訳
3	利益計上のない法人数と割合の推移 過去5年
4	市民税(個人・法人)納税者数と均等割税収額 推移 過去5年
5	チラシ11万5千部の配布先と配布枚数 一覧
6	意見受付出張窓口の実施状況
7	市連会・区連会説明
8	団体説明会の実施状況
9	森林保全等に向け超過課税を導入した県の市民意見募集から議案上程までの日数
10	基金と特別会計の仕組みについて<行政運営調整局・環境創造局>
11	住民参加型市場公募債の事例(八王子市)
12	市債の発行額及び残高の推移
13	国、県、及びその所管する独立行政法人等に対する主な負担金
14	事務事業の見直し
15	事務事業の見直しのプロセス
16	課題解決庁内プロジェクトのすすめ方
17	自律分権型予算編成のプロセス
18	中期計画の進捗状況<都市経営局>

資料
番号

内 容

- 19 外郭団体への補助金、委託料一覧及び委託業務内容(H19年度決算)
- 20 給与制度の見直し状況(平成15年度以降)
- 21 特殊勤務手当の見直し状況
- 22 福利厚生制度の見直し
- 23 労働組合等への対応
- 24 家庭ごみ収集の民間委託
- 25 本市の休職者数について
- 26 樹林地買取への影響、優先順位の考え方、様々な工夫の内容<環境創造局>
- 27 緑地・農地保全全体の決算額の推移(5か年)<環境創造局>
- 28 市街化調整区域の農地・樹林地所有者へのアンケート調査結果について<環境創造局>
- 29 現在、買取相談のある箇所数と面積<環境創造局>
- 30 平成21年度の緑地指定の事業推進の考え方<環境創造局>
- 31 法・条例による緑地保全制度等の年度末の指定済み面積の推移(過去5か年)<環境創造局>
- 32 緑地保全制度等の指定面積の5年間の見込み<環境創造局>
- 33 樹林地、農地の買取り面積と事業費の推移(過去5か年)<環境創造局>
- 34 新規・拡充による樹林地、農地の買取りの面積と費用の5年間の見込み<環境創造局>
- 35 緑地買取りに伴う固定資産税・都市計画税への影響
- 36 緑地の維持管理費について<環境創造局>
- 37 農地貸付促進事業、市民農園用地取得事業、農地流動化促進事業の平成21年度の具体的な事業内容<環境創造局>
- 38 農政施策検討会の提言について<環境創造局>
- 39 農業施策用地軽減措置のモデルケース
- 40 開発規制において本市で上乘せしている内容について<まちづくり調整局>

横浜市景況・経営動向通常調査（平成20年9月実施）

● 自社業況 BSI 値の推移

年	H19				H20			
	3月末	6月末	9月末	12月末	3月末	6月末	9月末	12月末(見通し)
全産業	-0.6	-14.8	-5.3	-5.2	-16.4	-31.1	-34.9	-35.7

※ BSI (Business Survey Index) 値

: 企業が感じる景気の強弱感を算式により求めた値。例えば、自社業況 BSI 値は、自社業況が「良い」と回答した割合から「悪い」と回答した割合を減じた値。

横浜市景況・経営動向緊急実態調査（平成20年10月実施）

調査対象：横浜市景況・経営動向調査対象企業 942 社 回答企業数 482 社
 調査内容：市内企業における資金調達環境と円高・株価下落・原油高・
 原材料価格高騰の影響について

● 円高について

(1) 円高の影響について (%)

		大きく圧迫している①	ある程度圧迫している②	(圧迫している)①+②	影響は小さい	ほとんど影響はない
		全体	H20.10月末	9.1	27.8	36.9

(2) 円高が経営を圧迫している具体的な理由について (%)

		取引先(輸出企業)からの受注減	為替差損	取引先(輸出企業)からの要請による製品価格の下落	その他
		全体	H20.10月末	50.6	26.6

● 株価下落について

(1) 株価下落の影響について (%)

		大きく圧迫している①	ある程度圧迫している②	(圧迫している)①+②	影響は小さい	ほとんど影響はない
		全体	H20.10月末	7.8	39.4	47.2

(2) 株価下落が経営を圧迫している具体的な理由について (%)

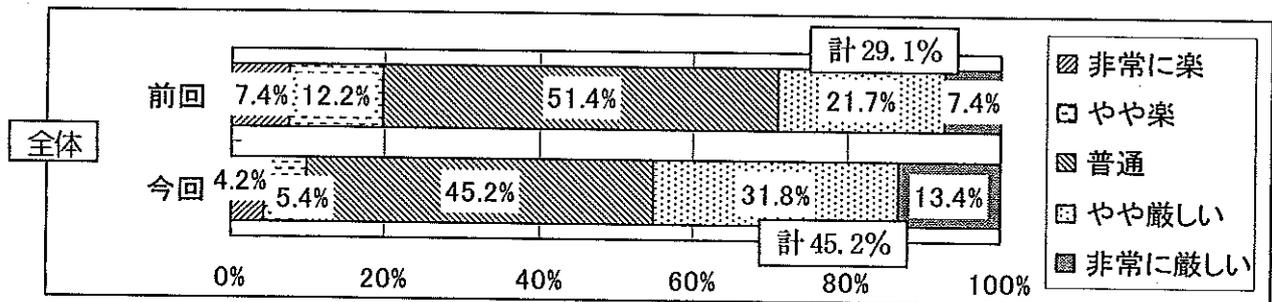
		保有株価下落による資産の減少	金融機関のリスク管理強化に伴う資金調達環境の悪化	取引先からの受注減少	消費マインド低下に伴う売上減少	その他
全体	H20.10月末	27.9	6.5	36.8	26.9	2.0

● 原油高の影響について (%)

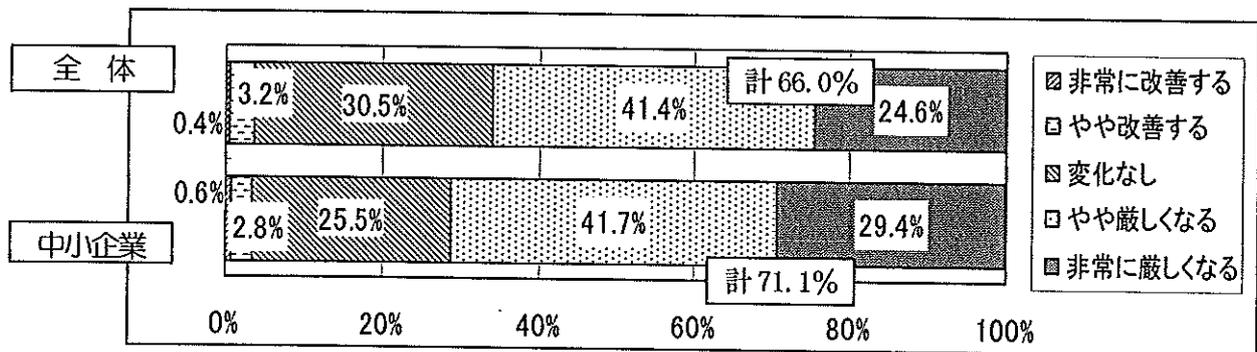
		大きく圧迫している①	ある程度圧迫している②	(圧迫している)①+②	影響は小さい	ほとんど影響はない
全体	H19.12月	24.5	43.6	68.1	26.0	5.9
	H20.10月末	7.8	39.4	47.2	33.3	19.6

● 資金繰り状況

(1) 現在の状況



(2) 今後(年内)の見通し



● 雇用状況

横浜市有効求人倍率

年	H19	H20		
月	10月	8月	9月	10月
※季節調整なし	1.14	0.93	0.93	0.90

最近の経済関連動向

- 10月20日 10月の月例経済報告「景気は弱まっている」
- 10月24日 日経平均株価 8,000円割れ(7,998円に)
- 10月30日 追加経済対策「生活対策」発表(政府・与党)
2兆円の定額給付金、高速道路料金引下げ 等
- 10月31日 日銀政策金利引下げ(0.5→0.3%へ) 7年7か月ぶり
- 11月5日 横浜市の経済対策本部の設置、緊急経済対策の発表
- 11月12日 「定額給付金」の所得制限等について市町村での判断に(政府・与党)
- 11月13日 第2次補正予算(定額給付金等を含む)の今国会提案見送りの方向
- 11月14日 浜銀総合研究所発表 神奈川県民冬ボーナス Δ 1.7%、2年連続前年割れ
横浜銀行9月中間決算発表 経常利益 Δ 53.7%
日産自動車 追加減産措置を公表(自動車販売不振から/横浜工場も含む)
- 11月15日 日経新聞4-9月決算集計、上場企業経常利益 Δ 20.5%
- 11月17日 内閣府7-9月GDP速報値 年率換算(実質) Δ 0.4%、2期連続減
- 11月18日 行政運営調整局「意見募集(10月18日から11月9日)結果(711通)」まとまる
- 11月20日 日経平均株価 再度8,000円割れ(7,703円に)
- 11月21日 11月の月例経済報告「景気は弱まっている。さらに世界経済が一段と減速するなかで、下押し圧力が急速に高まっている」

資料2

税収規模の5年間の内訳

(単位:億円)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	(注)歳入年度の ずれ	合計	年平均
個人	15	16	16	16	16	2	81	16
法人	1	5	6	9	10	9	40	8
計	16	22	22	26	26	11	122	24

(注)課税年度と歳入年度のずれ(個人では6月から翌年の5月に納付、法人では、例えば3月決算法人は翌年度5月納付)により、翌年度の歳入となるもの。

※ 億円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合があります。

資料3

利益計上のない法人数と割合の推移 過去5年

	法人数 (社) A	利益計上の ない法人数 (社) B	割合 (%) B/A	資本金段階別区分の構成比(%)		
				5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上
15年度	92,236	57,321	62.1	98.5	0.2	1.3
16年度	92,537	57,014	61.6	98.7	0.2	1.1
17年度	93,558	57,325	61.3	98.8	0.2	1.0
18年度	95,475	56,961	59.7	98.9	0.2	0.9
19年度	95,670	56,732	59.3	98.9	0.2	0.9

(注)法人数は、横浜市内に事務所等を有する法人等から、収益事業を行わない
公益法人等を控除した数値

資料4

市民税（個人・法人）納税者数と均等割税収額 推移 過去5年

	個人		法人	
	納税者数 (人)	市民税均等割 税収額 (百万円)	納税者数 (社)	市民税均等割 税収額 (百万円)
15年度	1,418,195	4,213	92,822	10,130
16年度	1,426,874	4,234	93,269	10,295
17年度	1,657,562	4,589	94,397	10,535
18年度	1,746,231	4,954	96,331	10,632
19年度	1,778,299	5,212	96,592	10,849

※税収額は各年度決算額

チラシ11万5千部の配布先と配布枚数 一覧

	箇所	1箇所当たり 配布数	配布数 合計
市役所(窓口配布用)	-	-	1,200
市民情報センター	-	-	500
行政運営調整局	-	-	200
環境創造局 (農政事務所・公園緑地事務所等含む)	-	-	500
区役所・PRボックス	内訳:別紙1		23,280
区役所出張受付	18	200	3,600
イベント配布(内訳:別紙2)	内訳:別紙2		11,300
駅前チラシ配布	2	3,000	6,000
団体説明会	84	平均20部程度	1,600
地域説明会(連合町内会・自治会町内会等)	17	平均70部程度	1,200
金融機関(窓口配布用)	127	20	2,540
JA(窓口配布用)	49	平均30部程度	1,400
自治会(市連・区連)	19	-	850
自治会・町内会	-	-	57,650
単位自治会・町内会長あて	2,857	-	3,450
各会長からの追加要請分(回覧用)	34	-	54,200
うち栄区(全戸配布用)	-	-	48,000
税務署(窓口配布用)	7	-	200
法人会(会員及びイベント配布用)	7	-	700
青色申告会(会員及びイベント配布用)	7	-	250
間税会(会員及びイベント配布用)	7	-	200
納税貯蓄組合(会員及びイベント配布用)	10	-	1,000
横浜青年会議所(会員配布用)	1	-	50
商店街総連合会(会員配布用)	18	-	200
その他団体(会員配布用)	-	-	600
報道・他都市関係配布用	-	-	200
その他(庁内・市会等)	-	-	980
合計			115,000

※参考

最近の本市市民意見募集等の実施状況(別紙3)

区役所等配布先一覧

	箇所	1箇所当たり 配布数	配布数 合計
区役所・PRボックス			23,280
鶴見区			1,470
区役所	1	550	550
スポーツセンター	1	30	30
地区センター	6	30	180
コミュニティハウス	5	30	150
地域ケアプラザ	5	30	150
図書館	1	20	20
公会堂	1	30	30
区民文化センター	1	30	30
その他公共施設	3	30	90
郵便局・金融機関等	12	20	240
神奈川区			1,530
区役所	1	550	550
スポーツセンター	1	30	30
地区センター	5	30	150
コミュニティハウス	4	30	120
地域ケアプラザ	6	30	180
図書館	1	20	20
公会堂	1	30	30
区民文化センター	1	30	30
その他公共施設	10	30	300
郵便局・金融機関等	6	20	120
西区			1,280
区役所	1	550	550
スポーツセンター	1	30	30
地区センター	2	30	60
コミュニティハウス	6	30	180
地域ケアプラザ	4	30	120
図書館	1	20	20
福祉保健センター	1	30	30
その他公共施設	7	30	210
郵便局・金融機関等	4	20	80
中区			1,800
区役所	1	550	550
スポーツセンター	1	30	30
地区センター	2	30	60
地区センター	1	20	20
コミュニティハウス	6	30	180
地域ケアプラザ	6	30	180
図書館	1	20	20
公会堂	1	30	30
その他公共施設	15	30	450
郵便局・金融機関等	14	20	280

	箇所	1箇所当たり 配布数	配布数 合計
南区			
			1,250
区役所	1	550	550
スポーツセンター	1	30	30
地区センター	4	30	120
コミュニティハウス	6	30	180
地域ケアプラザ	6	20	120
図書館	1	20	20
福祉保健センター	1	30	30
区民文化センター	1	30	30
その他公共施設	5	30	150
郵便局・金融機関等	1	20	20
港南区			
			1,210
区役所	1	550	550
スポーツセンター	1	30	30
地区センター	5	30	150
コミュニティハウス	5	30	150
地域ケアプラザ	3	30	90
図書館	1	20	20
区民文化センター	1	30	30
その他公共施設	3	30	90
郵便局・金融機関等	5	20	100
保土ヶ谷区			
			1,240
区役所	1	550	550
スポーツセンター	2	30	60
地区センター	4	30	120
コミュニティハウス	5	30	150
公会堂	1	30	30
図書館	1	20	20
福祉保健センター	1	30	30
区民文化センター	1	30	30
その他公共施設	7	30	210
郵便局・金融機関等	2	20	40
旭区			
			1,230
区役所	1	550	550
スポーツセンター	1	30	30
地区センター	6	30	180
コミュニティハウス	2	30	60
地域ケアプラザ	6	30	180
図書館	1	20	20
区民文化センター	1	30	30
その他公共施設	4	30	120
郵便局・金融機関等	3	20	60
磯子区			
			1,200
区役所	1	550	550
スポーツセンター	1	30	30
地区センター	3	30	90
コミュニティハウス	6	30	180
地域ケアプラザ	5	30	150
図書館	1	20	20
区民文化センター	1	30	30
その他公共施設	3	30	90
郵便局・金融機関等	3	20	60

	箇所	1箇所当たり 配布数	配布数 合計
金沢区			1,370
区役所	1	550	550
スポーツセンター	2	30	60
地区センター	5	30	150
コミュニティハウス	9	30	270
公会堂	1	30	30
その他公共施設	5	30	150
郵便局・金融機関等	8	20	160
港北区			1,560
区役所	1	550	550
スポーツセンター	2	30	60
地区センター	6	30	180
コミュニティハウス	5	30	150
地域ケアプラザ	8	30	240
その他公共施設	8	30	240
郵便局・金融機関等	7	20	140
緑区			1,290
区役所	1	550	550
スポーツセンター	1	30	30
地区センター	3	30	90
コミュニティハウス	6	30	180
地域ケアプラザ	4	30	120
図書館	1	20	20
公会堂	1	30	30
その他公共施設	5	30	150
郵便局・金融機関等	6	20	120
青葉区			1,520
区役所	1	550	550
地区センター	6	30	180
コミュニティハウス	7	30	210
地域ケアプラザ	6	30	180
図書館	1	20	20
公会堂	1	30	30
その他公共施設	9	30	270
郵便局・金融機関等	4	20	80
都筑区			1,000
区役所	1	550	550
スポーツセンター	2	30	60
地区センター	4	30	120
地域ケアプラザ	4	30	120
その他公共施設	3	30	90
郵便局・金融機関等	3	20	60
戸塚区			1,290
区役所	1	550	550
スポーツセンター	1	30	30
地区センター	5	30	150
地区センター	1	10	10
コミュニティハウス	4	30	120
地域ケアプラザ	5	30	150
地域ケアプラザ	1	10	10
その他公共施設	5	30	150
郵便局・金融機関等	6	20	120

	箇所	1箇所当たり 配布数	配布数 合計
栄区			990
区役所	1	550	550
地区センター	3	30	90
地域ケアプラザ	5	30	150
図書館	1	20	20
公会堂	1	30	30
区民文化センター	1	30	30
その他公共施設	4	30	120
泉区			1,020
区役所	1	550	550
スポーツセンター	1	30	30
地区センター	4	30	120
地域ケアプラザ	3	30	90
図書館	1	20	20
公会堂	1	30	30
区民文化センター	1	30	30
その他公共施設	3	30	90
郵便局・金融機関等	3	20	60
瀬谷区			1,030
区役所	1	550	550
スポーツセンター	1	30	30
地区センター	3	30	90
コミュニティハウス	4	30	120
地域ケアプラザ	2	30	60
図書館	1	20	20
公会堂	1	30	30
その他公共施設	3	30	90
郵便局・金融機関等	2	20	40

イベント配布一覧

日時	イベント	区	配布数
10月18日(土)	港北区民まつり	港北区	1,000
10月18日(土)	保土ヶ谷区民まつり	保土ヶ谷区	1,000
10月25日(土)	緑のカーテンシンポジウム	南区	200
10月25日(土)	アートフォーラムフェスティバル2008	青葉区	250
10月25日(土)	横浜国際フェスタ2008	西区	150
10月26日(日)	旭区民まつり	旭区	1,200
10月26日(日)	身近なみどりを育むシンポジウム	栄区	50
10月30日(木)	どんぐりの苗配布	栄区	100
11月1日(土)	こうなん子どもゆめワールド	港南区	1,000
11月1日(土)	図書館まつり	泉区	350
11月1日(土)	金沢まつりいきいきフェスタ2008	金沢区	300
11月2日(日)	西区民まつり	西区	1,000
11月2日(日)	地産地消フォーラム	中区	200
11月3日(月・祝)	農と緑のふれあい祭り	保土ヶ谷区	500
11月3日(月・祝)	青葉区民まつり	青葉区	1,000
11月3日(月・祝)	都筑区民まつり	都筑区	1,000
11月3日(月・祝)	子どもたちのみらいを創る いず魅力	泉区	1,000
11月3日(月・祝)	戸塚ふれあい区民まつり	戸塚区	1,000
合計			11,300

最近の本市市民意見募集等の実施状況

件名	実施時期	日数	文書数 (通)	意見数 (件)	イベント等での周知の取組 (区役所等における広報紙の配布や ホームページでの掲載などを除く)
横浜みどり税	20年 10月	23	711	1,893	○各種イベント等での広報紙配布(合計11万5千部) ・区民まつり等イベント ・駅前での広報紙配布 ・団体、地域への配布等 ○団体や地域への説明会 ○区役所での出張受付 ○新聞広告による意見募集の周知
区庁舎駐車場等の あり方	20年 1月	33	520	811	○関係者団体への広報紙配布(1万4千部) ○新聞広告による意見募集の周知 ○広報よこはまへの記事掲載
横浜市都市交通計画 素案	20年 1月	33	537	1,037	○新聞広告による意見募集の周知 ○広報よこはまへの記事掲載
横浜市救急条例	19年 9月	25	263	869	○防災・救急イベントでの広報紙配布(2万5千部) ○新聞広告による意見募集の周知
緑化地域の指定	19年 7月	31	32	80	—
ごみ分別ルール罰則化	19年 2月	30	170	326	—
空き缶・吸い殻 ポイ捨て条例	19年 2月	30	306	460	—

意見受付出張窓口の実施状況

《横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)の推進に向けた新たな税制案についての意見募集》

区	実施日	当日会場で配布した広報紙の数	窓口で個別に説明等を行った件数	窓口において文書で提出された意見数
鶴見区	10月23日	200	10	0
神奈川区	10月24日	200	10	1
西区	10月27日	200	6	0
中区	10月28日	200	4	1
南区	10月29日	200	3	0
港南区	10月30日	200	3	1
保土ヶ谷区	10月31日	200	1	0
旭区	10月23日	200	1	0
磯子区	10月24日	200	5	0
金沢区	10月27日	200	1	0
港北区	10月28日	200	5	1
緑区	10月29日	200	3	1
青葉区	10月30日	200	2	0
都筑区	10月31日	200	3	0
戸塚区	10月29日	200	3	1
栄区	10月28日	200	5	0
泉区	10月27日	200	5	3
瀬谷区	10月30日	200	3	0
合計		3,600	73	9

市連会・区連会説明

※ 説明時間は10分程度であり、質疑等の時間は区ごとに異なります。

<9月> 説明資料:別紙1

			説明者	
			行政運営調整局	環境創造局
市	連	12(金)	税制課長	総合企画部長
磯	子	17(水)	税務課長	環境活動事業課長
	旭	18(木)	特別徴収センター長	経理課長
瀬	谷	18(木)	税務課長	農地保全課長
神	奈川	18(木)	収納対策推進室長	環境活動事業課担当課長
	西	18(木)	税務課長	緑化推進担当課長
保	土ヶ谷	18(木)	固定資産税課長	経理課長
戸	塚	18(木)	特別徴収センター長	用地調整課長
	中	19(金)	税務課長	環境政策課担当課長
	緑	19(金)	収納対策推進室長	事業調整課長
鶴	見	19(金)	特別徴収センター長	環境活動事業課担当課長
港	南	19(金)	税務課長	環境活動事業課長
	泉	19(金)	固定資産税課長	農業振興課長
	南	22(月)	税制課長	緑化推進担当課長
金	沢	22(月)	税制課長	環境政策課担当課長
港	北	22(月)	税務課長	事業調整課長
青	葉	22(月)	特別徴収センター長	農業振興課長
都	筑	22(月)	固定資産税課長	農地保全課長
	栄	22(月)	収納対策推進室長	用地調整課長

<10月> 説明資料:別紙2及び広報紙(タブロイド版)

			説明者(行政運営調整局)
神	奈川	17(金)	収納対策推進室長
	西	17(金)	税務課長
保	土ヶ谷	17(金)	特別徴収センター長
	泉	17(金)	固定資産税課長
	中	20(月)	税務課長
	南	20(月)	税制課長
鶴	見	20(月)	税制課担当係長
港	南	20(月)	税務課長
金	沢	20(月)	税制課長
	緑	20(月)	収納対策推進室長
青	葉	20(月)	特別徴収センター長
戸	塚	20(月)	固定資産税課長
	栄	20(月)	税制課担当係長
都	筑	21(火)	固定資産税課長
港	北	22(水)	税務課長

※市連会及び磯子区、旭区、瀬谷区の区連会については、後日文書でお知らせしています。

平成 20 年 9 月 日
横浜市行政運営調整局

緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用に関する 横浜市税制研究会の活動状況について

1 税制研究会の設置趣旨

広く本市の政策目的の実現に向け、課税自主権の活用について検討していくため、昨年 8 月に、税制の有識者による横浜市税制研究会を設置。

設置以来、横浜市中期計画（平成 18 年策定）に掲げられた「横浜みどりアップ計画」の財源確保策を始め、緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用について検討。

2 委員（五十音順・敬称略）

青木 宗明（神奈川大学 経営学部教授）（座長）
加藤 秀樹（慶応義塾大学 総合政策学部教授）
金澤 史男（横浜国立大学 経済学部教授）
柴 由花（明海大学 不動産学部准教授）
田谷 聡（一橋大学大学院 法学研究科教授）
望月 正光（関東学院大学 経済学部教授）

3 これまでの活動状況

緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用をテーマとして、関係局から施策についての説明を受けながら研究会を 8 回、現地視察を 1 回実施。

○ 第 1 回研究会（平成 19 年 8 月 2 日（木））

設置趣旨、当面のテーマ（緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用）、検討の進め方等を確認。

○ 第 2 回研究会（平成 19 年 9 月 11 日（火））

○ 第 3 回研究会（平成 19 年 10 月 31 日（水））

関係局から、緑をめぐる状況やこれまでの取組み等について説明を受け、議論を実施。

※ この間、並行して、環境創造審議会において緑施策について議論されており、平成 19 年 12 月 18 日に、環境創造審議会から「緑施策の重点取組」について、本市に提言。

○ 第4回研究会（平成19年12月25日（火））

環境創造審議会からの提言を踏まえ、緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用に関する中間報告をとりまとめ。

（中間報告のポイント）

「あくまでも税は政策目的実現のための手段であり、まずは政策である」という点を確認。

- ・ 新たな税負担の導入、税負担の軽減等、課税自主権活用の際に留意すべき点として、緑の多面性に対応した検討、使途の明確化の必要性等を指摘。
- ・ 他県等の先行事例を基に、市民税均等割への超過課税、法定外税等、考えられる新税の方向性を整理。

○ 市内緑地現地視察（平成20年2月8日（金））

新治市民の森、三保市民の森、川井緑地保全地区、その他斜面緑地等を現地視察。

○ 第5回研究会（平成20年3月28日（金））

○ 第6回研究会（平成20年4月24日（木））

関係局から、緑の保全・創造に向けた施策案（地権者にできるだけ緑を維持してもらおうことができるような支援の実施や、相続等やむをえない場合の一定の買い入れ、緑化の推進等）、追加必要財源額の試算状況の説明を受け、財源確保策の一環として新たな税負担を求める場合の方法として、市民税（個人・法人）均等割への超過課税や緑の減少を伴う開発事業への法定外税等について議論を実施。

○ 第7回研究会（平成20年5月22日（木））

課税自主権の具体的な活用方策（新たな税、税負担軽減策）、市民参画の仕組みづくり等について議論を実施。

緑に関する市民向けの取組が近々予定されるなど、今後、様々な議論が進められることが見込まれることから、これらの動きに合わせ、これまでの検討状況を中間的に整理することとし、中間整理案について議論を実施。

※ その後、委員間で中間整理の内容を調整のうえ、平成20年6月5日に、「緑の保全・創造に向けた課税自主権の具体的活用に関する意見（中間整理）」として、本市に提出。

○ 第8回研究会（平成20年8月4日（月））

横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）の策定を受け、課税手法の詳細等、中間整理の際に指摘があった諸課題について議論のうえ、最終報告について議論を実施。

※ その後、委員間で最終報告の内容を調整のうえ、平成20年8月8日に、「緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用に関する最終報告」として、本市に提出。

横浜市税制研究会最終報告の主な内容

1 課税自主権活用の前提として求められる「施策」「行財政改革等の取組」の検証

- ・ 緑の多くが民有地に依存している中、相続時の対応や日常の維持管理費負担等、土地所有者の負担と努力だけでは緑を保全することができない状況。
- ・ 緑地保全指定等を拡大して土地所有者の維持管理費を支援するとともに、相続等やむを得ない際に緑地の公有地化によって緑を保全し、あわせて市民利用の促進や市街地の緑化を進めるという施策構成は、全体として合理性が認められる。
- ・ 過去の施策との関係性や今回の施策の実施によって5年後にどのような効果が得られるのか等について、なお不明確な部分がある。今後、市民に対してわかりやすく説明できるよう工夫を重ね、市民参画による施策への提言や検証を通じて明確化されることが重要。
- ・ 財政状況が非常に厳しいなか、市債の発行抑制や外郭団体を含めた全ての借入金削減、職員定数の削減（政令市で人口あたり最小）、給与制度改革など、全国に先駆けて積極的に行財政改革等に取り組んでいることは事実。
- ・ 以上から、課税自主権活用の前提となる施策の重要性や行財政改革等の取組は理解できる。さらに、市民の理解と納得に向けて、これからも施策の精査、行財政改革等に取り組んでいくよう期待。

2 課税自主権活用に関する基本的考え方

- ・ 緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用方策として、「新税の創設」と「税負担の軽減による誘導策」をセットで実施していくことが適当。
- ・ あわせて、新税の使い方や効果等に関して継続的にフォローアップしていく市民参画の仕組みを導入すべき。

3 新税の創設

緑の保全・創造に向けた新税として、市民税（個人・法人）均等割への超過課税によって、多くの市民の方々に広く薄く負担を求めていくことが適当。

（趣旨）

- ・ 横浜は、首都圏としての立地環境等から、強力な開発圧力にさらされており、緑は年々大きく減少。
- ・ このような横浜において、緑を保全・創造していくためには大きなコストを要し、他都市の行政需要や標準的税負担による行政需要を超える水準のコストと考えられる。
- ・ 緑の保全・創造による受益は、市民である個人・法人に広く及んでいくことから、課税手法としては市民税（個人・法人）均等割の超過課税がふさわしい。

4 市民税（個人・法人）均等割超過課税案の詳細

（新税の使途）

- ・ 広く市民が緑の維持保全を支えていくという観点から、保全により直接的な効果がある公有地化や、保全措置が講じられた樹林地等の維持管理支援に、超過課税による税収を充てていくことが考えられる。
- ・ 市民が身近に緑を実感することができるような緑化の推進や、間伐等による森の再生、人のにぎわう森づくりなど緑の質の向上につながる取組、森づくりボランティアなど広く市民参画につながるような取組に充てていくことも、超過課税の趣旨にかなう。

（税率設定の考え方）

- ・ 新たに必要となる一般財源（約 38 億円）をもとに、仮に全てを市民税均等割超過課税によってまかなう場合、市民負担額は中間整理段階で示したものと同程度（※中間整理における税率試算→個人：1,300 円／年間、法人：規模に応じた均等割額の 13%（6,500～390,000 円／年間））。
- ・ 今後、具体的な税率の設定について、横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の事業内容、事業費を更に精査し、新税以外の方法による財源確保努力など更なる内部努力を行ったうえで、適切な水準の税率を導き出すべき。

（課税期間の設定）

- ・ 定期的に事業効果の検証を行っていくうえで、5 年間という期間設定が合理的。

5 税負担の軽減による誘導策

- ・ 税負担の軽減は、原則として、補助金を含めその他の有効な手法について幅広く検討を行ったうえで、限定的に実施すべき。
- ・ 固定資産税・都市計画税の減免を行っている「市民の森」や「緑地保存地区」の制度等について、広く周知を進め、指定拡大につなげていくことが必要。
- ・ また、新たに、身近な緑化の更なる促進等に向け、固定資産税・都市計画税の軽減措置を導入していくことが考えられる。

6 市民参画の仕組みづくり

- ・ 課税自主権の活用にあたっては、市民の理解と納得が欠かせない。市民参画の仕組みについても、あわせて議論を行っていくことが重要。
- ・ 使途を明確化するために新たな税収の受け皿として基金を設置するとともに、事業効果の検証や施策への提言を行っていく市民参加の組織を設けていくべき。

横浜の緑の保全・創造施策及び財源確保について

横浜市では、市域の緑の減少に歯止めをかけ、緑豊かなまち横浜を次世代に継承することを目的として、「横浜みどりアップ計画」を推進

しています。このリーフレットでは、「樹林地を守る」「農地を守る」「緑をつくる」の3つの分野で様々な取組を進める「横浜みどりアップ計画」の新規・拡充施策の素案や、必要となる財源の確保策に係る検討内容について、御説明いたします。

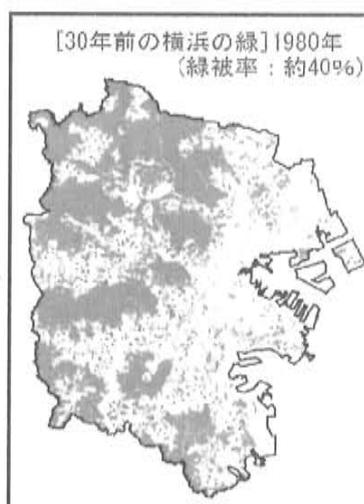
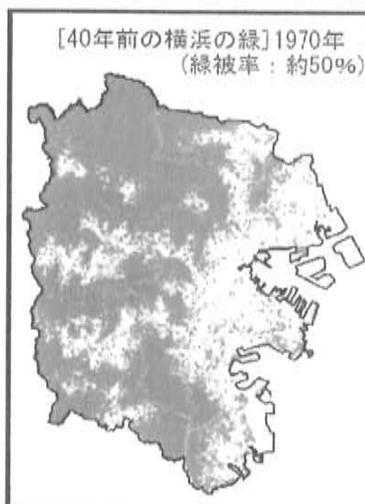
今後、引き続き、広く市民、関係団体等の皆さまの御意見をいただきながら、検討を進めてまいります。

平成20年 8月 横浜市

◆横浜の緑の現状 ～横浜の緑がピンチです！～

緑の減少

横浜市では、緑(山林・農地)が急激に減少しており、毎年日産スタジアム15.5個分(約100ha)の緑が失われています。



◆緑の減少に伴う様々な課題

■ 都市のうるおいの減少！

ストレスの多い都市生活を癒してくれる緑の減少は、都市にとって大きなマイナスです。

■ 夏の暑さが厳しく！

地球温暖化やヒートアイランド現象の顕在化により年平均気温は、100年間あたり約2.6度上昇しています。

■ 都市型水害の危険！

緑の減少等が、保水遊水機能の低下をまねき、浸水被害が発生しやすくなっています。

■ 食と農の危機！

食べ物と緑あふれる自然環境をつくっている農地が減り、旬を味わう機会が減っています。

■ 生き物たちも困っています！

緑地の減少や孤立化により、生物の生息環境に影響が生じています。

◆横浜みどりアップ計画 をひとことというとな...

横浜みどりアップ計画 は次のような考え方で取り組みます！

■緑の減少はなぜ？

市内の緑の多くは民有地で、所有者の方々の様々な努力により守られていますが、これらの緑をお持ちの方は、

- ・ 日常の維持管理が大変
- ・ 相続税等の負担が大きい
- ・ 高齢化や農業後継者がいない

などの事情から、土地を手放すことになり、開発等につながりがちです。



緑の減少から維持・向上へ 新規・拡充すべき施策の方向性

- 樹林地・農地の相続対策
緑の十大拠点など、まとまりのある樹林地や農地について、相続時などの買取の拡充、など
- 維持管理の支援・利活用の促進
市民との協働による樹林地の間伐や森づくり支援、など
- 農業振興と農地保全
農地を荒廃から守り、新鮮で安心な農作物を身近に享受できる地産・地消の促進、など
- 担い手育成
市民による援農や市民農園の拡充、など
- 身近なまちの緑化推進
民有地や公共施設の敷地、屋上、壁面などの緑化を推進、など



横浜みどりアップ計画 ではこのような魅力的な緑を「守り」「つくり」「育て」ていきます！

農のある風景



まとまりのある樹林地



緑の中の散策路



地産地消の促進



四季を楽しむ



市民による樹林地の手入れ



農作業を体験する



風格ある並木道



緑を育てる

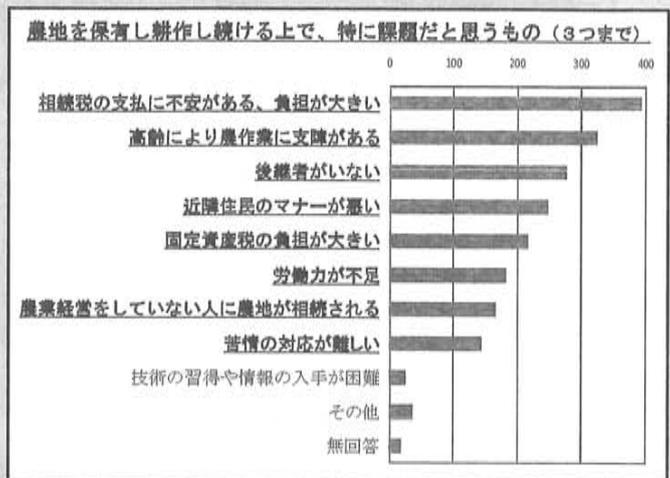
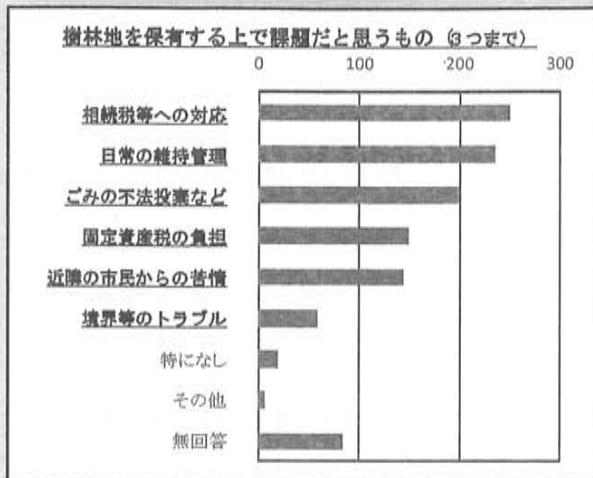


◆土地所有者の声、市民の声を聞きました

◆緑減少の原因・課題

〔市街化調整区域の農地・樹林地所有者へのアンケート調査(平成19年9月)
(対象:1,828人、回収数:774通(回答率42.3%))〕

横浜の緑の多くは民有地に依存しています。そのため、これらの緑を守るためには、土地所有者の方々の協力が不可欠ですが、所有し続けるための日常の維持管理や相続などの負担が大きいなどの課題があり、緑減少の一因となっています。

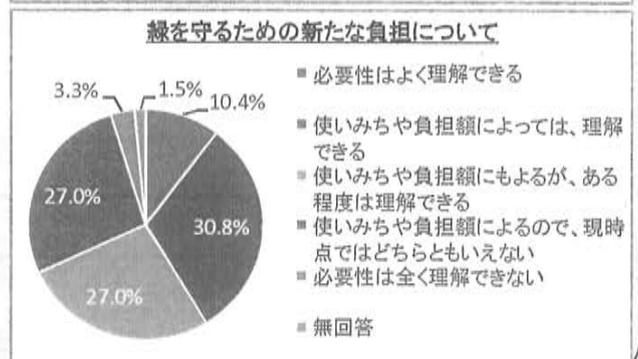
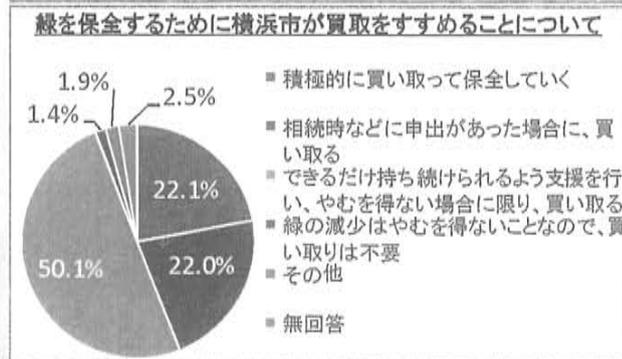
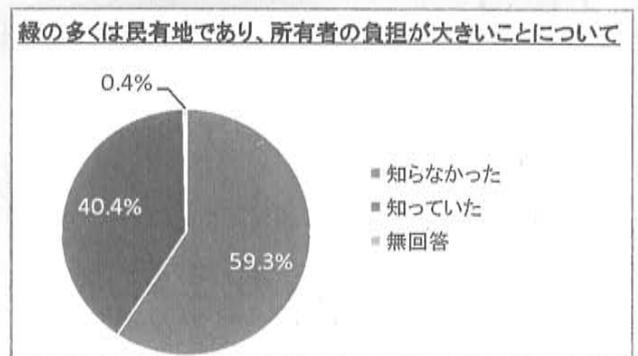
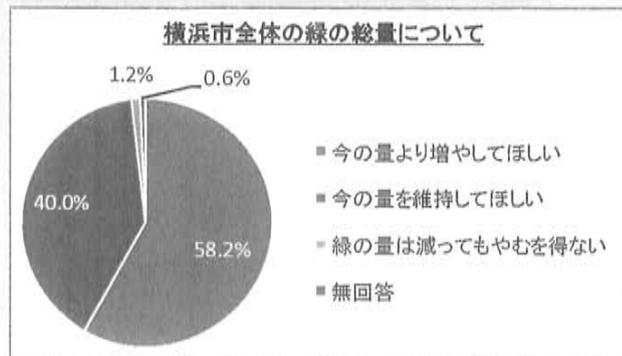


◆緑に対する市民意識

〔横浜の緑に関する意識調査(平成20年5月)
(対象:10,000人、回収数:4,171通(回収率41.7%))〕

緑に対する市民の意識は、緑の総量を維持または向上してほしいと考えている方が大半を占める一方、緑の多くが民有地に依存していることはあまり知られていませんでした。

そして、こういった緑を守るために横浜市が買取をすすめることについては、「できるだけ持ち続けられるよう支援を行い、やむを得ない場合に限り買い取る」が約半数をしめるとともに、緑を守るための新たな負担については、「必要性はよく理解できる」「使いみちや負担額によっては理解できる」「使いみちや負担額にもよるが、ある程度理解できる」と回答した方の合計が約68%となっています。



◆横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)の素案

土地所有者や市民の声をもとに、以下のように考えました。

横浜みどりアップ計画

～横浜の都市の魅力高めるとともに、市民の潤いのある生活空間を創出し、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、質の成果と量の成果を目指します～

新規・拡充施策

樹林地を守る施策

- ・継続保有の促進
- ・維持管理促進
- ・利活用促進
- ・確実な担保



農地を守る施策

- ・継続保有の促進
- ・農業振興
- ・農地保全
- ・担い手育成
- ・確実な担保



緑をつくる施策

- ・緑化の推進



横浜みどりアップ計画の目指す横浜の姿

質の成果

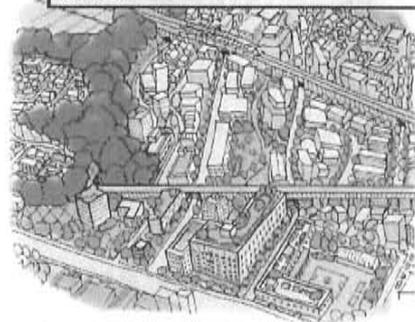


大都市だけどふるさとなさがある横浜

10大拠点のようなまとまった規模の緑をしっかりと保全するとともに、効果的な維持管理により新たな里山文化として再生することで、大都市でありながら、同時にふるさとや田舎のすばらしさも併せ持った横浜を目指します。

街なかに緑あふれる横浜

人々が暮らし、働く街の中に、身近に感じられる緑が必要です。市街地に残された斜面緑地や農地などを保全するとともに中心市街地や住宅地など様々な街に緑を増やし、快適で魅力ある、緑あふれる街を目指します。



量の成果

緑の総量(緑被率31%)を維持しつつ、長期的には向上している

横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)(素案)

URL: <http://www.city.yokohama.jp/me/kankyoe/etj/jyorei/keikaku/midori-up/>

施策に必要な費用(事業費)

事業費は、現時点での計画事業費の概算であり、今後、事業内容とともに更に精査していきます。

- 5カ年事業費 合計約603億円(うち一般財源約251億円)
- 単年度平均 約121億円(うち一般財源約50億円)

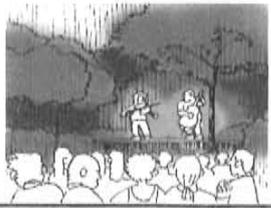
(参考)平成20年度予算 約36億円
対20年度予算増加分 約85億円
(※一般財源約38億円)

※事業費の財源として、国や県からの補助金や借入金である市債(特定財源)を充てられる場合があり、それ以外は市税をはじめとする一般財源によって事業を実施することになります。

本資料では、その一般財源の額をカッコ内に書きで表記しています。

樹林地を守る施策

(平成21年度～25年度事業費合計) <約490億円>

	施策
継続保有の促進 (できるだけ持ち続けてもらう)	●緑地保全制度等の拡充 市民の森、源流の森、緑地保存地区等に加えて、小規模樹林地(300㎡以上)の緑地について、所有者が市と公開を条件に契約すると固定資産税等や維持管理の負担の軽減が図れる市民緑地制度の導入を検討します。 
	●篤志の奨励制度 公開に協力いただいた土地所有者の厚意に対し、謝意を表する看板を設置します。
維持管理推進 (安心して持ち続けてもらう)	●安全・明るい森づくり事業 手入れが行き届かず荒れた樹林を、明るく安全な森として再生させるため間伐や整備などを行います。また、土地所有者による管理が困難な場合に、管理を代わって行う仕組みである管理協定制度の導入を検討し、市民協働による樹林地管理を進めます。 
	●森の守り人育成事業 市民協働で樹林地を維持管理していくため、森づくりに関わる人材育成を図ります。また、市民協働で樹林地管理を行う愛護会等への活動支援を拡充します 
利活用促進 (里山を活かした楽しみと資源の活用)	●森の楽しみいっぱい事業 保全し、維持管理された森が、市民生活にとって楽しみとなるような様々な利活用事業を検討・推進します。例えば、景観の森・生き物の森、森の中のプレイパーク、森の収穫物体験、里山体験などです。 
	●市民のみどりの夢かなえます制度等の創出 森づくりの活動に関する提案を市民へ募集し、優れた提案の実現を支援する市民提案型事業を創設します。 
	●森の資源循環事業 森を管理することで生じた間伐材やせん定枝などの木質バイオマスの利活用を図ります。また、間伐材によりオリジナルで素敵な木材製品をつくり、来園者等にプレゼントまたは販売する事業の導入も検討します。
	●ウェルカムセンター等整備事業 森の維持管理活動に必要な水道・電気・物置・活動小屋等を整備し、市民の環境活動を促進します。また、散策情報やネイチャーガイドが受けられるようウェルカムセンターを設置し、市民活動や利用が図れる、人のにぎわう森づくりをすすめます。

<p>利活用促進 (前ページから 続く)</p>	<p>●森の恵み塾開講 「北の森」「南の森」「支援センター」の拠点を活用し、区役所と連携した体験学習、出前講座等樹林地の特性を生かした多様なメニューによる環境教育を推進します。</p>	
<p>確実な担保 (いざという時の 買取りなど)</p>	<p>●緑地保全制度等の拡充 緑地保全制度の適用対象面積を5,000㎡からおおむね1,000㎡に引き下げることや、新たな制度の導入等の検討を行います。また、これまで緑地保全制度が十分に周知されていなかったことから、制度のメリット等をPRし、地区指定を進めるとともに、特別緑地保全地区指定等を条件に、相続等、不測の事態に買入を行います。</p> <p>●よこはま協働の森基金制度の見直し 市民が自主的に集めた資金と基金からの搬出金を合わせて、身近な小規模樹林地を取得する「よこはま協働の森基金」について、樹林地保全策全体の中で制度拡充を行います。</p> <p>●国への制度要望 相続税の納税対象に緑地が含まれる場合は緑地の保全を優先すること、また、緑地保全等に係る税制上の負担軽減措置の創設・拡充等を、国に対し要望していきます。</p>	

農地を守る施策

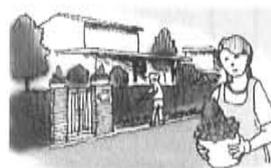
(平成21年度～25年度事業費合計) <約57億円>

	施策	
<p>継続保有の促進 (できるだけ持ち 続けてもら う)</p>	<p>●生産緑地制度等の活用 市街化区域に残された農地保有の固定資産税等の負担を軽減するため、これまでの生産緑地制度を積極的に活用するとともに、都市公園事業の無償借地制度(借地公園制度)を活用し、農園つきの公園の整備を図ります。</p>	
<p>農業振興 (地産地消など に着目した農業 振興策)</p>	<p>●地産地消の推進 地産地消を進めるための共同直売所の整備支援を行います。また、畑や栽培温室で完熟した果物を収穫体験できる農園の増設を進めます。</p>	
<p>農地保全 (周辺環境との 調和と生産性向 上)</p>	<p>●田園景観や水田の保全対策 農地が持つ、遊水機能、地下水涵養機能、ヒートアイランド緩和機能などの環境貢献を評価し、水利組合など地域の農地管理を担う団体等に奨励金を交付し、農地管理と景観保全を図ります。</p> <p>●生産基盤整備の拡充 計画的生産に不可欠な水利施設を、小規模な集団農地にも導入します。</p> <p>●不法投棄対策、周辺環境に配慮した生産環境整備 不法投棄予防設備を設置し、夜間パトロールやボランティア活動による清掃活動等を支援します。また、周辺に配慮した農業の実現に向け、農薬飛散対策、臭い対策、作物残渣処分の推進のため必要な施設等整備を補助します。</p>	

担い手育成 (農業対策の ポイント)	<p>●機械作業の受託組織の育成</p> <p>農業機械による作業が自分ではできない農家のために、農業機械作業を受託する組織を育成し、機械装備の充実を支援します。</p>
	<p>●コーディネーターの育成</p> <p>市民協働による農地保全をさらに推進するため、市民農園の開設運営や援農ボランティアの派遣、農地への不法投棄対策などについて、農家と市民をつなぐコーディネーターを新たに育成します。</p> 
	<p>●農業後継者の育成、横浜型担い手像の明確化</p> <p>新規就農候補者への経営指導に向け、農業経営士による研修受け入れを支援します。また、国の認定農業者だけでなく地産地消に取り組む農業者などを横浜型担い手として認定し、支援を実施します。</p>
	<p>●農地の貸し手への支援</p> <p>規模拡大希望農家等に対する農地の長期貸付を促進するため、農地所有者を支援します。</p>
確実な担保 (いざという時の 買取りなど)	<p>●公的機関による買取及びあっせん</p> <p>市が相続人から市民農園用地（または農園型の公園）として農地を買収し、市民が利用しやすい農園を開設します。また、一団の優良な農地等で相続にかかる優良農地を規模拡大農家等に集積するため、神奈川県農業公社と連携し、農地の流動化を促進します。</p>
	<p>●国への制度要望</p> <p>相続税納税猶予制度の対象となる農地の拡大や、貸付農地や市民農園等に対する相続税評価の軽減について、国へ要望を行います。</p>

緑をつくる施策

(平成21年度～25年度事業費合計) <約56億円>

	施策
緑化の推進 (地域で取組めば効果もアップ)	<p>●地域緑のまちづくり事業</p> <p>住宅地、商店街、オフィス街、工業地域などさまざまな地域にふさわしい緑化を地域ぐるみで進め、街に緑を増やします。具体的には、緑の専門家を派遣し、計画、ルールづくりを支援するとともに、屋上壁面緑化等の緑化助成の拡充による民有地緑化推進と、公共施設や街路、学校などの緑化を、地域のルール化により推進します。</p> 
	<p>●公共施設緑化と民有地緑化助成の拡充</p> <p>民有地への屋上壁面緑化助成や名木古木保存事業などの制度拡充、緑化用樹木の配布等により市民による緑化を支援するとともに、公共施設においてもこれまで以上の緑化に取り組めます。また、保育園や幼稚園、学校の芝生化事業を推進します。</p> 
	<p>●街路樹の維持管理</p> <p>街路樹を良好に生育させることにより、街中に快適な緑空間を創出し、街の魅力アップを図ります。</p> 
	<p>●民有地緑化の誘導等</p> <p>基準以上の緑化を行った場合には固定資産税等を軽減する制度の導入を図ります。一定規模以上の建築に緑化を義務づける緑化地域制度等をはじめ、諸制度を効果的に運用し、かつ充実化を図ります。</p>

財源確保にむけて

緑の市有地化や緑を健全に育成するための維持管理、市民活動の活動支援など、横浜みどりアップ計画の推進には、安定した財源確保が必要です。そのため、既存事業の見直しや事業の効率化などを行うほか、寄付金募集の拡充など新たな財源確保策についても検討しています。

こうした財源確保策の一つとして、新たな税負担について、横浜市税制研究会において検討いただきました。今後、この報告や皆さんのご意見を踏まえ、市として対応策を検討していきます。

《横浜市税制研究会報告骨子》

- ・ 緑の保全・創造による受益は、市民である個人・法人に広く及んでいくことから、課税手法としては多くの市民の方々に広く薄く負担を求める市民税（個人・法人）均等割の超過課税がふさわしいと考えられる。
- ・ 税率の設定に当たっては、今後、横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の事業内容、事業費を更に精査し、新税以外の方法による財源確保努力など更なる内部努力を行ったうえで、適切な水準の税率を導き出すべき。

《参考》

仮に必要なとされる一般財源（約38億円）を全て市民税均等割でまかなう場合
 （試算値） * 個人 年間1,300円程度
 * 法人 均等割額の13%程度(6,500円～390,000円)

法人規模別の年間均等割額			新たな負担額
資本金等の額による法人の区分	従業員数	均等割額	13%の場合
下記以外の法人	従業者数50人以下	5万円	6,500円
	従業者数50人超	12万円	15,600円
1千万円を超え1億円以下である法人	従業者数50人以下	13万円	16,900円
	従業者数50人超	15万円	19,500円
1億円を超え10億円以下である法人	従業者数50人以下	16万円	20,800円
	従業者数50人超	40万円	52,000円
10億円を超え50億円以下である法人	従業者数50人以下	41万円	53,300円
	従業者数50人超	175万円	227,500円
50億円を超える法人	従業者数50人以下	41万円	53,300円
	従業者数50人超	300万円	390,000円

- ・ 課税期間の設定については、定期的に事業効果の検証を行っていくうえで、5年間という期間設定が合理的である。
- ・ 用途を明確化するために、新たな税収の受け皿として基金を設置するとともに、事業効果の検証や施策への提言を行っていく、市民参加の組織を設けていくべきである。

横浜市税制研究会URL:<http://www.city.yokohama.jp/me/gyousei/citytax/kenkyukai/>

問い合わせ先

横浜みどりアップ計画に関することは

横浜市環境創造局総合企画部環境政策課
 TEL:045-671-2688 FAX:045-641-3490

担当:長谷川、山下
 e-mail:ks-mimiplan@city.yokohama.jp

新たな税に関することは

横浜市行政運営調整局主税部税制課
 TEL:045-671-2252 FAX:045-641-2775

担当:千田、三浦、黒部
 e-mail:gy-zeisei@city.yokohama.jp

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

横浜市では、横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の推進に向けた新たな税制案について検討してまいりました。このたび、新たな税制案を発表させていただき、このことについて広く市民の皆様からご意見を頂くことになりましたので、地区連合町内会長及び単位自治会・町内会長の皆様に情報提供いたします。

横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の推進に向けた 新たな税制案に対する市民意見募集の概要

（１）目的

横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の推進に向けた新たな税制案に対し、広く市民からの意見又は提案を求め、寄せられた意見等に対する本市の考え方を明らかにするとともに、意見等を考慮した税制案を作成するために、市民意見募集を実施します。

（２）実施方法

ア 実施期間

平成20年10月18日（土）から11月9日（日）までの23日間

イ 公表・周知方法

- （ア） 区役所、市民情報センター、行政運営調整局、環境創造局において、新たな税制案を公表
- （イ） 本市ホームページに新たな税制案を掲載
- （ウ） 広報紙（広報よこはま特別号）を作成し、市内PRボックス、緑化関係イベント（市内11会場）等で配布

※ 全戸配布は行いません。町内でご要望がありましたら、広報紙を必要部数お届けいたします。担当までご連絡頂ければ幸いです。

- （エ） 新聞に意見募集に関する広告を掲載
- （オ） 地域の団体、集会、会合への出張説明会の開催

※ 10名以上お集まりの会合等に、ご要望に応じてご説明に伺います。日程調整させていただきますので、担当までご連絡頂ければ幸いです。

- （カ） 区役所にご意見受付出張窓口を設置

※ 裏面に掲載した日時に設置いたします。

ウ 意見の提出方法

郵便、ファクシミリ、電子メールによる送付、または直接持参

エ 実施結果の公表

平成20年11月に、提出された市民意見の概要及び市民意見に対する市の考えについて、税制案の公表場所及びホームページで公表します。

ホームページ

<http://www.city.yokohama.jp/me/gyousei/citytax/midori-up/>

担当
横浜市行政運営調整局税制課
電話 671-2284

横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）と新たな 税制案に関するご意見受付出張窓口を設置します

横浜市では、市域の緑の減少に歯止めをかけ、緑豊かなまち横浜を次世代に継承することを目的として、「横浜みどりアップ計画」を推進しています。

このたび、計画の安定的な財源確保策として新たな税制案を発表し、このことについて広く市民の皆様からご意見をいただくことになりました。

以下の日程で横浜市内各区役所において、皆様から直接ご質問ご意見をいただけるよう、出張窓口を開設いたしますので、皆様ぜひお越しください。

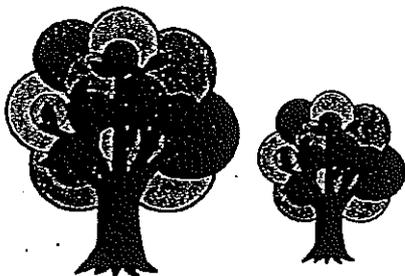
※ 開催日程 ※

お住まいの区に限らず、どの区役所にお越しいただいても結構です。

鶴見区役所	10月23日(木) 9時～12時	金沢区役所	10月27日(月) 14時～17時
神奈川区役所	10月24日(金) 9時～12時	港北区役所	10月28日(火) 14時～17時
西区役所	10月27日(月) 9時～12時	緑区役所	10月29日(水) 14時～17時
中区役所	10月28日(火) 9時～12時	青葉区役所	10月30日(木) 14時～17時
南区役所	10月29日(水) 9時～12時	都筑区役所	10月31日(金) 14時～17時
港南区役所	10月30日(木) 9時～12時	泉区役所	10月27日(月) 14時～17時
保土ヶ谷区役所	10月31日(金) 9時～12時	栄区役所	10月28日(火) 14時～17時
旭区役所	10月23日(木) 14時～17時	戸塚区役所	10月29日(水) 14時～17時
磯子区役所	10月24日(金) 14時～17時	瀬谷区役所	10月30日(木) 14時～17時

※ 10名以上お集まりの会合等に、ご要望に応じてご説明にうかがいます。日程の調整をさせていただきますので、以下の問い合わせ先までご連絡をお願いします。

※ ※ 皆様からの貴重なご意見をお待ちしております!!



【お問い合わせ】

横浜市行政運営調整局主税部税制課

TEL:045-671-2252 FAX:045-641-2775

e-mail: gy-zeiken@city.yokohama.jp

資料7-2

連合町内会及び自治会・町内会への説明

開催日時	団体名	区	参加人数 (概数)	資料 配布数	説明者	
					行政運営調整局	環境創造局
10月24日(金) 13:30～	北永田上第4町内会	南区	10	各 団 体 平 均 7 0 部 程 度 (団 体 別 の 配 布 数 は 不 詳)	税制課担当係長	環境政策課職員
10月24日(金) 19:00～	上大岡地区連合町内会	港南区	30		税制課長	—
10月25日(土) 9:30～	豊田地区連合町内会	栄区	110		税制課管理係長	環境政策課担当係長
10月25日(土) 10:30～	笠間地区連合町内会	栄区	40		税制課管理係長	環境政策課担当係長
10月25日(土) 13:00～	本郷中央地区連合町内会	栄区	40		税制課企画係長	環境政策課担当課長
10月25日(土) 14:30～	本郷第三地区連合町内会	栄区	40		税制課企画係長	環境政策課担当課長
10月26日(日) 10:00～	上郷西地区連合町内会	栄区	30		税制課長	環境政策課担当係長
10月26日(日) 10:00～	小菅ヶ谷地区連合町内会	栄区	50		資料配布(説明不要との申し出)	
10月26日(日) 10:00～	上郷東地区連合町内会	栄区	40		資料配布(説明不要との申し出)	
10月29日(水) 19:30～	東久保とうほう会	西区	20		税制課管理係長	環境政策課担当係長
10月30日(木) 19:30～	万騎が原中央自治会	旭区	50		税制課担当係長	環境政策課担当課長
11月1日(土) 10:00～	西洗自治会	港南区	36		税制課担当係長	環境政策課担当課長
11月1日(土) 16:00～	白根台第9自治会	旭区	30		税制課企画係長	環境政策課担当課長
11月1日(土) 19:30～	岡野町2丁目自治会	西区	100		税制課企画係長	環境政策課担当課長
11月11日(火) 19:00～	品濃町内会	戸塚区	50		税制課長	環境政策課担当課長
11月22日(土) 11:00～	たかのす自治会	港南区	30		税制課担当係長	—

※上記のほか、地域の緑地保全活動団体に対して説明(10月29日)を行っています。

団体説明会の実施状況

月	日	時間	団体名	主な説明者	対象	人数(概数)
8	22	13:00~14:00	鶴見法人会	税制課長	事務局長	1
	25	19:30~20:30	戸塚法人会	税制課長	委員	20
	28	13:00~14:00	神奈川法人会	税制課長	事務局長	1
9	2	15:30~16:00	市民の森愛護会	環境政策課担当課長	会長・会員	60
	3	15:20~15:40	横浜市工業会総連合会	税制課長・環境政策担当課長	10地域会長	10
	3	16:30~16:50	横浜市商店街総連合会	税制課長	専務理事	1
	12	18:00~20:00	J A 横浜大正支店運営委員	環境政策課担当課長	委員	40
	16	14:45~15:15	横浜市商店街総連合会	税制課長	各区会長	20
	24	18:00~19:00	緑法人会	税制課長	委員	10
	26	15:00~17:00	J A 横浜川上支店	環境政策課担当課長	組合員	40
10	1	14:00~15:15	横浜商工会議所	担当理事・主税部長	事務局	5
	1	18:00~20:00	J A 横浜瀬谷支店	環境政策課担当課長	組合員	50
	3	13:00~13:45	神奈川経営者協会	税制課長	事務局長他	4
	3	13:45~14:15	神奈川経済同友会	税制課長	事務局長他	2
	3	14:30~15:00	横浜青年会議所	税制課担当係長	事務局	1
	3	15:00~16:00	横浜銀行協会	税制課長	専務理事	1
	6	16:00~16:30	横浜商工会議所	阿部副市長・主税部長	会頭ほか	5
	8	14:30~16:00	J A 横浜泉区内3支店	環境政策課担当課長	組合員	50
	9	14:30~15:00	横浜港振興協会	税制課長	事務局長	1
	9	15:45~16:15	横浜貿易協会	税制課長	事務局長	1
	14	16:00~17:30	中法人会	特徴センター長	会員	50
	16	16:00~17:30	法人会、青色申告会、間税会(各市内7会)	阿部副市長・主税部長	会長	20
	17	18:00~20:00	J A 横浜大正支店	環境政策課担当課長	組合員	70
	18	10:00~12:00	泉区緑の環境を守る活動団体ふれあいの樹林愛護会交流会	環境政策課担当課長	会員	30
	20	13:30~15:00	J A 横浜本郷支店	環境政策課担当課長	組合員	60
	21	18:00~20:00	J A 横浜戸塚支店	環境政策課担当課長	組合員	30
	22	※13:30~15:30	保土ヶ谷法人会	特徴センター担当係長	会員	50
	23	9:30~9:45	横浜銀行協会	税制課長	事務局長	1
	23	11:30~12:00	横浜地域連合	税制課長	事務局長	1
	23	14:00~14:20	神奈川県連合会	税制課長	事務局長	1
	23	14:00~14:30	横浜納税貯蓄組合地区連合会	税務課長	各地区会長	10
	24	13:00~13:30	横浜中央農業委員会	環境政策課担当課長	委員	40
	24	16:00~16:30	横浜南西部農業委員会	環境政策課担当課長	委員	30
	29	11:30~12:15	横浜労働組合総連合	税制課長	事務局	1
	29	11:30~12:15	横浜地区労働組合協議会	税制課長	事務局	1
	31	13:30~15:30	J A 横浜二俣川支店	環境政策課担当課長	組合員	30
	31	16:00~18:00	J A 横浜中里支店	環境政策課担当課長	組合員	100
31	15:30~16:30	市造園協会	環境政策課担当係長	会員	50	
31	16:30~17:00	横浜市環境行政懇談会	環境創造局長・主税部長	委員	30	
11	4	※13:00~15:00	環境創造審議会	総合企画部長・主税部長	委員	20
	4	18:00~18:30	鶴見法人会	税制課長	税制委員	10
	4	※13:00~16:30	鶴見税理士会	特徴センター担当係長	会員	60
	4	15:00~17:00	J A 横浜都岡支店	環境政策課担当課長	組合員	60
	5	15:30~16:15	横浜地域連合	主税部長・総合企画部長	役員	10
	5	15:00~15:20	横浜市工業会10地区連合会	税制課長	会長	10
	5	15:00~15:20	宅地建物取引業協会	税制課担当係長	会員	10
	5	※13:30~16:00	緑税理士会	特徴センター担当係長	会員	30
	5	※13:30~16:00	戸塚法人会	特徴センター担当係長	会員	50
	6	※13:30~16:30	横浜中税理士会	特徴センター担当係長	会員	60
	7	※15:30~17:00	鶴見法人会	特徴センター担当係長	会員	50
	7	13:30~16:30	横浜中税理士会	特徴センター担当係長	会員	50
	7	15:00~17:00	J A 横浜都田支店	環境政策課担当課長	組合員	30
	10	18:00~18:45	横浜労働組合総連合	税制課長	役員会	20
	10	17:00~19:00	J A 横浜港南支店	環境政策課担当課長	組合員	20
	12	※10:00~12:00	横浜商工会議所(政策委員会)	総合企画部長・税制課長	政策委員	10
	13	18:00~19:00	J A 横浜保土ヶ谷支店	環境政策課担当課長	組合員	30

(注) 「時間」のうち※は団体の主催会議時間のうち一部をお借りし説明を行っています。
「人数」は団体主催のため概数を記載しています。

(参考) 上記説明会以外に事務局等から会員への説明や広報紙の提供をしています。また、この他、要望に基づき町内会・自治会に対して出張説明会を行っています。

森林保全等に向け超過課税を導入した県の市民意見募集から議案上程までの日数

施行	県	名 称	市民意見募集等の 実施時期	条例案の 本会議 上程日	募集終了 から上程 までの 日数	(参考)	
						文書数	意見数
H15	高知	森林環境税	-	H15.2.24	-	- 通	- 件
H16	岡山	おかやま森づくり県民税	-	H15.11.28	-	- 通	- 件
H17	鳥取	森林環境保全税	-	H16.2.24	-	- 通	- 件
H17	島根	水と緑の森づくり税	H16.7.11~H16.9.10 (62日間)	H16.12.1	82日	- 通	681 件
H17	山口	やまぐち森林づくり県民税	H17.1.4~2.3 (31日間)	H17.2.23	20日	335 通	505 件
H17	愛媛	森林環境税	H16.9.1~.9.30 (30日間)	H16.12.3	64日	- 通	6 件
H17	熊本	水とみどりの森づくり税	H16.12.15~H17.1.19 (36日間)	H17.2.28	40日	- 通	- 件
H17	鹿児島	森林環境税	-	H16.6.2	-	- 通	- 件
H18	福島	森林環境税	H16.12.13~H17.1.12 (31日間)	H17.2.15	34日	20 通	69 件
H18	滋賀	琵琶湖森林づくり県民税	-	H17.6.20	-	- 通	- 件
H18	兵庫	県民緑税	H17.1.12~1.31 (20日間)	H17.2.23	23日	146 通	343 件
H18	奈良	森林環境税	-	H17.2.28	-	- 通	- 件
H18	大分	森林環境税	H17.1.14~2.12 (30日間)	H17.2.28	16日	- 通	13 件
H18	岩手	いわての森林づくり県民税	H17.6.13~8.15 (64日間)	H17.11.29	106日	38 通	73 件
H18	静岡	森林(もり)づくり県民税	-	H17.12.1	-	- 通	- 件
H18	宮崎	森林環境税	H17.9.15~10.14 (30日間)	H18.2.23	132日	10 通	25 件
H19	神奈川	水源環境を保全・再生するための個人県民税超過課税	-	H17.2.15	-	- 通	- 件
H19	和歌山	紀の国森づくり税	-	H17.11.30	-	- 通	- 件
H19	山形	やまがた緑環境税	H18.10.12~11.8 (28日間)	H18.11.30	22日	- 通	61 件
H19	石川	いしかわ森林環境税	H18.9.20~10.18 (29日間)	H18.11.28	41日	101 通	148 件
H19	広島	ひろしまの森づくり県民税	-	H18.12.6	-	- 通	- 件
H19	富山	水と緑の森づくり税	H18.4.7~5.7 (31日間)	H18.6.12	36日	14 通	30 件
H19	長崎	ながさき森林環境税	H18.7.14~8.31 (49日間)	H18.11.28	89日	214 通	239 件
H20	福岡	福岡県森林環境税	H18.9.25~10.10 (16日間)	H18.12.1	52日	- 通	306 件
H20	秋田	あきた県水と緑の森づくり税	H19.4.16~5.15 (30日間)	H19.6.14	30日	15 通	51 件
H20	栃木	とちぎの元気な森づくり県民税	H19.3.30~5.1 (33日間)	H19.6.8	38日	91 通	162 件
H20	茨城	茨城県森林湖沼環境税	H19.9.4~9.27 (24日間)	H19.12.5	69日	378 通	800 件
H20	長野	長野県森林づくり県民税	H19.8.31~10.1 (32日間)	H19.12.6	66日	35 通	80 件
			H19.11.13~11.26 (14日間)	H19.12.6	10日	60 通	132 件
H21	愛知	あいち森と緑づくり税	H19.5.1~5.31 (31日間)	H20.2.19	264日	103 通	- 件
※	横浜市	横浜みどり税	H20.10.18~11.9 (23日間)	H20.12.4	25日	711 通	1,893 件

基金と特別会計の仕組みについて

横浜みどり税の税収分の使途等を明らかにするために、税収の管理と年度間の財源調整を行うための「基金」を設置することとし、「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」全体を対象とした「特別会計」を設置する方向で検討をすすめています。

■基金及び特別会計のイメージ

「基金」

横浜みどり税は、市民税の超過課税の形でご負担をお願いするものですが、その税収の使いみちは「横浜みどりアップ計画 新規・拡充施策」に限定されます。そこで、この税収を管理する基金を設置することにより、他の一般財源から明確に分離するとともに、年度間の財源調整も行います。

「特別会計」

横浜みどり税の使途を明確にするためには、横浜みどり税を充当して実施する事業のみならず、「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」全体について、その内容や進捗状況を他の施策と分離して明らかにしていく必要があると考えています。そこで、新たに、20年度予算ベースによる既存事業費等を含めた「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」全体を対象とする特別会計を設置して、横浜みどり税の使途を明確にします。

